

介護保険だより

令和3年2月号

重要なお知らせ

群馬県国民健康保険団体連合会

審査結果関係帳票等の再発行に係る郵送代について

令和3年1月号の介護保険だよりにて御案内させていただいたとおり、令和3年4月から審査結果関係帳票等の紙での再発行に係る郵送代は、**事業所様（障害福祉サービスを提供している事業所様も含む）で負担していただくこととなりますので、お知らせいたします。**

そのため、毎月、本会から送付される帳票については、**重要書類と認識し、紛失などないよう適切な管理・保管に努めてください。**

詳細につきましては、本会ホームページ及び介護保険だより令和3年3月号にてお知らせする予定ですので御承知置きください。

審査結果関係帳票等の到達時期及び送付方法について

審査結果関係帳票等については、以下のとおり毎月各事業所様に送付しています。到達時期及び送付方法を再度御確認の上、確実に取得し保管してください。

(1) 審査結果関係帳票等の到達時期

帳票名		請求媒体	
		伝送	電子及び紙媒体
審査結果関係	請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表 介護保険審査増減単位数通知書 介護保険審査決定増減表	審査月の月末頃	審査月翌月の3日頃
支払関係	介護給付費等支払決定額通知書 介護給付費支払決定額内訳書 介護給付費過誤決定通知書（事業所分） 介護給付費再審査決定通知書（事業所分） 介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ 介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ	審査月翌月の1日頃	審査月翌月の6日頃
その他	電子請求登録結果に関するお知らせ	随時郵送にて対応	

(2) 審査結果関係帳票等の送付方法

ア 伝送で請求している場合

伝送により送付しています。電子請求受付システム又は伝送ソフトから取得できます。

なお、取得方法は電子請求受付システム、各伝送ソフトにより異なりますのでそれぞれの操作マニュアル等を御確認ください。

イ 電子及び紙媒体で請求している場合

本会から郵送にて送付しています。

他県保険者の返戻依頼について

他県保険者の返戻依頼については、本会に審査権が無いため、受け付けることが出来ません。その場合は、該当月の月末に送信（送付）される請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表を確認していただき、以下のとおり御対応ください。

【返戻となった場合】

内容を修正していただき、再請求してください。

【支払決定となった場合】

該当保険者に御連絡いただき、過誤処理を行った後で再請求してください。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	1070000000	令和3年1月審査分		令和3年1月28日					
事業所（保険者）名	□□介護事業所			1 頁 群馬県国民健康保険団体連合会					
保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
10**** △△市	***** ** **	請	R2.12	11		1,000	C	査定でエラーのあるもの	返 戻

該当者が返戻となっているかどうか確認してください。
なお、支払決定となった場合、該当者は当該帳票には載りません。

お問い合わせ先

〒371-0846

群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8

群馬県市町村会館 2 階

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）

TEL 027-290-1319（直通）

FAX 027-255-5077

受付時間 8：30 ～ 17：15（12：00 ～ 13：00 を除く）

※17：15 以降はお電話をいただいても繋がらないことがあります。

ホームページ <http://www.gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

インターネット



国保連合会